

ユアサイドニュース 7月号

今回は、50人以上の労働者を使用している事業場が実施すべき事項をまとめました。主に労働安全衛生法での事項となっており、実施する業種の一覧やそれに伴う必要な資格、職務の内容をまとめたものになっています。また、参考として50人以上の事業場といっても派遣労働者においては項目によって派遣先・派遣元どちらとしてカウントするかを示しておりますので、合わせてご参照ください。

50人以上の事業場で実施すべき事項まとめ

項目		選任を要する事業	資格	職務
1	安全管理者	一定の業種 (製造・建設等危険のおそれのある)	大学・高等専門学校卒の者 →2年以上実務経験 高等学校・中学校卒の者 →4年以上実務経験 労働安全コンサルタント	作業場を常に巡視し、設備、作業方法に危険の恐れがある際はただちに必要な措置を講ずる。
2	衛生管理者	全ての業種	第一種衛生管理者 第二種衛生管理者 医師 歯科医師 労働衛生コンサルタント	少なくとも毎週1回、作業場を巡視し、設備、作業方法、衛生状態に危険の恐れがある際はただちに必要な措置を講ずる。
3	産業医	全ての業種	医師	労働者の健康管理 勧告・指導・助言等 定期巡視

項目		選任を要する事業	調査審議内容	頻度
4	安全委員会の設置	一定の業種 (危険のおそれのある)	労働者の危険防止対策 労働災害の原因及び再発防止対策	月に1回以上開催 (オンラインでも可)
5	衛生委員会の設置	全ての業種	労働者の健康障害防止対策 労働災害の原因及び再発防止対策(衛生)	月に1回以上開催 (オンラインでも可)

項目		内容
6	ストレスチェック	ストレスに関する質問票に労働者が記入し、それを集計・分析することで、自分のストレスがどのような状態にあるのかを調べる簡単な検査のこと。 契約期間が1年未満の労働者や、労働時間が通常の労働者の所定労働時間の4分の3未満の短時間労働者は義務の対象外。
7	定期健康診断結果報告書 提出義務	定期健康診断は労働者の人数問わず実施する。 定期健康診断を実施した後、遅滞なく提出を要する。
8	休養室または休養所の設置	常時50人以上又は常時女性30人以上の労働者を使用する事業場は、休養室又は休養所を男性用と女性用に区別して設ける。

※参考 派遣労働者の人数のカウント

派遣労働者に係る事項	派遣元	派遣先	双方
安全管理者		○	
衛生管理者			○
安全委員会の設置		○	
衛生委員会の設置			○
ストレスチェック	○		